

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公開番号】特開2017-53803(P2017-53803A)

【公開日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-011

【出願番号】特願2015-179651(P2015-179651)

【国際特許分類】

G 01 N 23/201 (2018.01)

【F I】

G 01 N 23/201

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月23日(2018.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

試料台13は、擬似平行光領域にて試料100を支持することが出来る。さらに、試料台13は移動機構を有しており、X線の光軸方向に沿って(すなわち、図の左右方向)擬似平行光領域の中で試料100を移動させることが出来る。試料100を多層膜ミラー12へ近づけると、小角分解能(検出可能な最小角度)が向上し、試料100を焦点Bへ近づけると、測定範囲を大きくすることが出来る。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

ここで、擬似平行光領域を、X線ビームのビームサイズで定義する。 $\times 1 = 2200$ のときに、X線ビームのビームサイズは最小値が0.8となっている。擬似平行光領域は、かかる最小値の1.2倍以内の領域と定義すると、 \times が1000~3300mmの範囲となっている。当該実施形態に係るX線小角光学系装置1では、焦点距離が4000mmと長く、そして、擬似平行光領域の範囲も2300mmと広範囲に実現することが出来ている。かかる領域に試料台13が試料100を配置することが出来る。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

1 X線小角光学系装置、11 X線源、12 多層膜ミラー、13 試料台、14 X線検出器、100 試料。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】

